

○ 茨城県立医療大学付属病院研修医規程

平成10年6月17日
医療大訓第49号

(目的)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学付属病院（以下「付属病院」という。）が受け入れるリハビリテーション医療研修医師（以下「研修医」という。）に関し、非常勤嘱託員等取扱要領（昭和52年5月18日制定）に定めるもののほか必要な事項を定め、もって、リハビリテーション医学に関する幅広い知識と医療技術を修めた専門医師の養成に寄与することを目的とする。

(研修医の種類)

第2条 研修医の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般研修医 リハビリテーション医療の一般的な知識の修得及び日本リハビリテーション医学会（以下「医学会」という。）認定の「認定臨床医」の取得を目的として研修する医師をいう。
- (2) 専門研修医 リハビリテーション医療の専門的な知識の修得及び医学会認定の「専門医」の取得を目的として研修する医師をいう。

(定員等)

第3条 研修医の研修期間、定員及び対象者は、次表に掲げるとおりとする。

定員	対象者
一般研修医・専門研修医にかかわらず5名以内 (ただし予算の範囲内とする。)	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了した者

(研修の内容)

第4条 研修医は、あらかじめ定められたカリキュラムに従い、指定された医師（以下「指導医」という。）の指導の下に、次に掲げる研修を行う。

- (1) 受持医師として行う外来患者及び入院患者の診療
- (2) 病院内のカンファレンスへの参加及び症例発表
- (3) 学会等への参加及び発表
- (4) その他リハビリテーション医療に必要な研究
- (5) 専門研修医は一般研修医の指導に関して指導医の補佐

(指導医)

第5条 研修科の責任者が臨床研修指導医となり、指導は研修科の医師全員で行うが、他科の医師もできる限り研修に協力する

- 2 共通プログラム及び個別プログラムの研修責任者は別に定める。
- 3 臨床研修指導医は、厚生労働省の指導医講習会を受講していることが望ましく、未受講者は積極的に受講するように指導する。

(研修記録)

第6条 研修医運営委員会の委員長は、研修医の一般目標・行動目標における到達度などについて、臨床研修指導医と相談の上、評価して記録を作成する。

ただし、卒後研修でローテーションしてくる研修医については、担当科の研修責任者

が評価・記録する。

(研修プログラムの評価)

第7条 研修プログラムの内容は、研修中や研修終了時に研修医に意見を求め、評価を行う。同時に、プログラム責任者および臨床研修指導医が研修プログラムの評価を行う。

2 前項の評価に基づき、研修プログラムの修正・見直しを行い、改善を図る。

(研修医の身分)

第8条 研修医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、付属病院長が別に定める。

付 則

この規程は、平成10年 6月17日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年10月15日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年 7月27日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。